

農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材の一部をする件 新旧対照表

○農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壤改良資材（平成12年7月14日農林水産省告示第1005号）

(傍線の部分は改正部分)

新（平成29年3月27日農林水産省告示第449号）	旧
<p>次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壤改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。</p> <p>一 農薬 硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、次亜塩素酸水、食酢、水和硫酸剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、燐酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤 二 （略）</p>	<p>次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壤改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。</p> <p>一 農薬 硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、食酢、水和硫酸剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、燐酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤 二 （略）</p>